

働き方改革関連法セミナー

第1部 改正政省令を受けての課題と対応

講師：水町勇一郎 東京大学社会科学研究所教授

平成30年9月7日に、働き方改革関連法に係る改正政省令（高プロを除く改正労基法関係）及び労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針が示されたところです。

今回のセミナーでは、こうした改正政省令及び指針を受けての課題、留意すべき事項及び実務的な対応について解説いただきます。

第2部 勤務間インターバル制度の導入について

講師：湯川 渉 元厚生労働省労働基準局監督課

中央労働基準監察監督官

EUでは最低11時間の休息時間が義務化されているところですが、我が国ではまだなじみの薄い制度です。今回のセミナーでは、制度の基本情報とともに、制度導入に向けた検討のポイントや導入事例をご紹介し、制度への理解を深め、導入への手掛かりとしていただくことを目的としています。

日時 平成30年11月14日(水) 午後1時30分～4時40分
(開場：午後1時10分)

場所 一橋大学 一橋講堂
東京都千代田区一ツ橋2-1-2
学術総合センター内
交通：東京メトロ 半蔵門線
都営地下鉄 三田線
都営地下鉄 新宿線
神保町駅 A8出口 徒歩3分



参加費 無料 定員 500名 定員になり次第締め切ります

裏面の申し込み用紙に必要事項を記載し、(公社)東京労働基準協会連合会まで FAX ください。FAX：03-6380-8405

